広田のりあいタクシー運行事業実施要綱

令和３年３月 23 日告示第 46 号
改正　令和５年７月 25 日告示第 143 号
改正　令和７年２月 19 日告示第 28 号
改正　令和８年８月 12 日告示第 182 号

（趣旨）

第１条　この告示は、町内の交通空白地域・交通不便地域の解消を図るとともに、民間路線バスの利用促進を図り、誰もがどこでも日常生活に必要な公共交通サービスを享受できるまちを目指すため、広田地区において実施する自動車による乗合運送を行う交通（以下「のりあいタクシー」という。）の運行事業（以下「運行事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の委託）

第２条　運行事業の実施主体は砥部町とし、その全部又は一部を道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第４条の規定による許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に委託して行わせることができる。

（利用対象者）

第３条　のりあいタクシーを利用することができる者は、次のとおりとする。

⑴　広田地区に住所を有し、広田地区に居住する者（以下「町民」という。）

⑵　その他広田地区への往来を必要とする者

（運行区域）

第４条　のりあいタクシーの運行区域は、別表１のとおりとする。

（運行範囲）

第５条　運行範囲は、町民の自宅（付近）と別表２に掲げる対象施設とを結ぶ区間とする。

（運行時間）

第６条　のりあいタクシーの運行時間は、別表３のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、運行時間を変更することができる。

（運休日）

第７条　のりあいタクシーの運休日は、次のとおりとする。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、臨時に運休することができる。

⑴　火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日

⑵　国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

⑶　12 月 29 日から翌年１月３日まで

（利用の手続）

第８条　のりあいタクシーを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用を希

望する便の出発時刻の２時間前（第１便は前日の午後５時）までに、利用を希望する日時並びに乗降場所を電話その他の方法により、町長が運行事業を委託した事業者に申し込まなければならない。また、のりあいタクシーの利用を取消し、又はその内容を変更しようとするときも同様とする。

（利用料金）

第９条　利用者は、のりあいタクシーの利用料金として乗車１回につき１人当たり 500 円を支払わなければならない。ただし、利用者が次の各号に掲げる者である場合の利用料金は、当該各号に定める額とする。

⑴　小学生以下及び障害者手帳所持者　乗車１回につき１人当たり 250 円

⑵　満４歳未満児　無料

（委任）

第 10 条　この告示に定めるもののほか、運行事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年７月 25 日告示第 143 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和７年２月 19 日告示第 28 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（令和８年８月 12 日告示第 182 号）

この告示は、令和８年９月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

運行区域（大字）
満穂、玉谷、中野川、仙波、多居谷、総津、高市

別表２（第５条関係）

区分	対象施設
公共施設	砥部町役場 ＳＰＡ　Ｐ・ＳＰＯ湯砥里館とべ温泉
医療機関	豊島医院 山本クリニック 101 クリニック 砥部病院 稲田歯科医院
商業施設	Ａマートとべ店

	エキサイトスーパー田中 フジ砥部店 Ａコープ城南店

別表３（第６条関係）

広田地区から対象施設へ	第１便	第３便	第５便
	午前８時 30 分	午前 11 時	午後２時
対象施設から広田地区へ	第２便	第４便	第６便
	午前 10 時	午前 12 時	午後３時